

令和3年度

# 入学のしおり



ご案内

入学予定者登校日：3月25日(木)

入 学 式：4月9日(金)

## 島根県立津和野高等学校

〒699-5605 島根県鹿足郡津和野町後田ハ12-3

TEL(0856)72-0106

FAX(0856)72-0329

## (4) 入学料・授業料・諸費用の納入

### 1. 入学料 5,650円

・「誓約書」(P2)の上部に「島根県収入証紙」を貼り付け、入学式当日に提出してください。

(証紙の枚数が多い場合等は、枠外に貼付してください。)

・「島根県収入証紙」は下記の金融機関等でお買い求めください。

(国の収入印紙ではありませんのでお間違えのないようご注意ください。)

島根県外では販売しておりませんので、県外の方は入学予定者登校日に購入されることをお勧めします。最寄りの販売所は山陰合同銀行津和野支店です。

#### <島根県収入証紙販売場所>

(株)山陰合同銀行	島根県内の本・支店・出張所
(株)島根銀行	島根県内各支店
益田市交通安全協会	益田市東町7-5益田警察署内
石見空港ターミナルビル(株)	益田市内田町イ597エアポートショップ萩・石見
鹿足郡交通安全協会	鹿足郡津和野町森村口84-2津和野警察署内
J Aしまね柿木支所	鹿足郡吉賀町柿木村柿木565

### 2. 授業料及び就学支援金について

年額118,800円(月額9,900円)の授業料の納付が必要です。ただし、保護者(親権者)等の全員について次の計算式により算出した額を合計した額が304,200円未満であれば、申請して県の認定を受けることで「就学支援金」の対象となり、授業料の納付が不要となります。

$$\text{計算式} = \text{市町村民税の課税標準額} \times 6\% - \text{市町村民税の調整控除の額}$$

この要件を満たしているか確認するため、マイナンバーに関する資料や申請(届出)書(就学支援金申請書類)を入学予定者登校日(3月25日)にお渡しし、入学式の日(4月9日)に提出していただくことになります。申請を受けて審査を行い、授業料の納入の要・不要については、別途通知します。なお、申請(届出書)の提出は、入学時及び毎年7月に必要となります。

## 3. 諸会費口座振替制度の概要

P T A会費、学年会費等の諸会費(以下「諸費」という。)を納付していただきます。

### ① 納入金額

[昨年度の例]

納入内容	納入月									合計 (年額)
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	
P T A 会費			800	800	800	800	800	800	800	4,800
進路指導費				1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900	9,500
教育環境整備費			3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	18,000
合宿所運営費		500	2,000							2,500
生徒会費			2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	15,000
生徒会入金	2,500	2,500								5,000
部活動奨励費			2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	2,700	16,200
学年会費	26,030	20,970	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	59,000
合計	28,530	23,970	13,000	12,900	12,900	12,900	12,900	12,900	12,900	130,000

令和3年度については、3月25日の入学予定者登校日にて資料配付し、説明する予定です。

### ② 利用できる金融機関

ゆうちょ銀行(口座のない方は、お手数ですが新規開設をお願いします。)

### ③ 振替日

毎月末日(土曜日、日曜日、祝日等で郵便局が休業日の場合は翌営業日)

### ④ 自動払込利用申込書(お客さま控)の提出(記入例 P12)

郵便局に備え付けの「自動払込利用申込書」(3枚複写)にご記入のうえ、窓口で手続きしていただき、「お客さま控」または「お客さま控のコピー」を学校へ提出してください。

提出日 3月25日 入学予定者登校日に受付で提出してください。

### ⑤ 口座振替ができなかった場合

残高不足等の理由で口座振替ができなかった場合は、現金持参または現金書留あるいは口座からの再振替により事務室へ納入していただきます。

**記入例**

- 注意点 ①申込用紙は郵便局にあります。  
 ②申込書に記載した通帳と一緒に郵便局窓口へご提出ください。  
 ③手続き上「お客さま控」が必要となります。本書あるいはコピーしたものを提出していただきます。

自動払込利用申込書		自払申込		
<small>※「お届け印」欄には、通常貯金のお届け印を押してください。                      ※総合口座通帳を併せて、ご提出ください。                      私は下記の払込金を次により自動払込みによって支払うこととしたいので依頼します。                      なお、本申込書は、私に代わって貴行から下記加入者にお届けください。</small>				
お申込人 (口座名義人)	おところ	郵便番号 ( 699 - 5605 ) 鹿足郡津和野町後田ハ12-3番地		
	おなまえ	フリガナ ツ / イチロウ 津和野 一郎 様		
	日中ご連絡先電話番号	携帯 会社 自宅 090-0000-XXXX		
	記号番号	記号 番号 (8桁未満の場合は右詰め記入し、その残りの空欄には「0」をご記入ください。) 1 2 3 0 0 1 2 3 4		
<small>通帳に記載のある方のみご記入ください。 2枚目にもご捺印ください。</small>		利用する通帳の住所・氏名・お届け印をご記入・押印願います 津和野		
払込先	加入者名	島根県立津和野高等学校		
	口座番号	01380-0-98808		
払込金の種別	<input type="checkbox"/> 電気料金 20 <input type="checkbox"/> 住宅使用料 25 <input type="checkbox"/> 授業料等 29 <input type="checkbox"/> 割賦代金 34			
	<input type="checkbox"/> ガス料金 21 <input type="checkbox"/> 公庫償還金 26 <input type="checkbox"/> 購読料 31 <input type="checkbox"/> 税金 35			
	<input type="checkbox"/> 水道料金 22 <input type="checkbox"/> 育英会返還金 27 <input type="checkbox"/> 年金保険 32 <input checked="" type="checkbox"/> 諸会費 30			
	<input type="checkbox"/> 電話料金 23 <input type="checkbox"/> 各種保険料 28 <input type="checkbox"/> 会費 33			
払込開始月 3 年 4 月から (※)   払込日 毎月 末 日 (再払込日 日)   土・日・祝日の場合は翌営業日		「諸会費」と記入し、レ印をつけてください		
<small>※払込開始月のご指定がない場合は、空欄のままご提出ください。                      ▼「ご契約者欄」はお申込人とご契約者の「おところ・おなまえ」が異なる場合にご記入ください。</small>				
ご契約者	おところ	郵便番号 ( 699 - 5605 ) 鹿足郡津和野町後田ハ12-3番地		
	おなまえ	フリガナ ツ / タロウ 津和野 太郎		
	日中ご連絡先電話番号	携帯 会社 自宅 080-0000-XXXX		
備考	生徒の住所・氏名をご記入願います			
	(取扱店→原簿管理時金事務センター)			

**(5) JR通学定期乗車券の購入について(概要)**

詳細は、3月25日の「JR通学生保護者説明会」でお伝えし、様式もその時にお渡しします。

通学のために、JRの通学定期乗車券(以下「定期券」という。)を購入する生徒は、事務室で通学証明書を発行してもらい、各自最寄りの駅で定期券を購入してください。(利用日の7日前から購入可能です。)

<参考> 継続して定期券を購入する場合の手続き

通学証明書は不要です。使用中の定期券に各駅に備えてある申込書を添えて、JRの窓口で購入してください。(14日前から購入できます)

ただし、進級等の場合又は定期券の有効期間が過ぎて新たに購入する場合は、通学証明書が必要となります。

**【津和野高等学校通学費補助金について】**

津和野高校へ通学する生徒の通学費(JR定期券)に対する負担を軽減するため、津和野町から補助金が交付されますので、希望される方は事務室で手続きをしてください。

○補助対象者

津和野高校に在籍する生徒

○補助金の額

交付要件は、JRを利用し通学する生徒とし、自宅の最寄り駅から津和野駅までの往復の定期券購入に要する代金の2割を上限とします。

○補助金交付申請方法等

〔1〕「津和野高校通学費等補助金交付申請書」(事務室にあります。以下「申請書」という。)を毎年4月末日までに事務室に提出してください。併せて、「口座振替申出書」を提出してください。学校でとりまとめ、津和野町に提出します。

〔2〕申請が適当と認められたときは、津和野町から「津和野高校通学費等補助金交付決定通知書」が申請者に送付されます。

〔3〕定期券を購入されたら「津和野高校通学費等補助金実績報告書」(以下「報告書」という。)に定期券のコピーを糊付けし、事務室に提出してください。学校より津和野町に提出します。

〔4〕補助金は、報告書を受領し、審査した後に津和野町から口座振替申出書により指定された口座に振り込まれます。

## (6) 保健関係提出物

お子様がより健康で安全に高校生活を送ることができるよう新年度の準備をすすめるため、保健にかかわる下記の書類の提出をお願いします。下記の提出物は全て、3月25日（木）（入学予定者登校日）にご提出ください。クラスと出席番号は空欄のまま提出してください。

提出物	注意事項
保健カード P16	①全ての項目について、もれなくご確認のうえ、ご記入ください。 ②本校では学校医と相談し、これまで色覚検査をしたことがない場合について、希望者を対象に色覚検査を行っております（2学期実施予定）。下記の～色覚検査について～をお読み頂き、検査を希望される場合は、保健カード裏面の「色覚検査について」欄に記入と押印をお願いします。 ③保健カード裏面下部に日本スポーツ振興センター災害共済給付制度への加入の同意と委任に関する項目があります。 <u>生徒の名前、保護者の名前、年月日</u> をご記入の上、忘れずに <u>押印</u> してください。 ※詳細は、「独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害給付制度への加入について」（P15）をご確認ください。
保健調査票 P18	①名前を必ずご記入ください。 ②表面は〈日常の健康状態について〉です。 <u>1～31の項目</u> にご記入ください。 ③裏面は運動器健診問診票です。 <u>太枠の項目</u> にもれなくご記入ください。
胸部（X線）検診票 別添	①氏名（フリガナ）、 <u>生年月日、性別、年齢、質問項目A、B</u> （検診票の下半分）にご記入ください。 ②現住所、電話番号の記入は不要です。
心電図検査個人票 別添	表紙に <u>生徒の名前、性別</u> を記入の上、 <u>内側の保護者記入欄</u> の項目（氏名等と質問1～10）について、もれなくご記入ください。
高校生活支援 アンケート P20～22	<u>保護者用、生徒用、それぞれご本人</u> がご記入ください。

### ～ 色覚検査について ～

先天色覚異常は男子の約5%（20人に1人）、女子の約0.2%（500人に1人）の割合にみられます。色がまったく分からないというわけではなく、色によって見分けにくいことがある程度で、日常生活にはほとんど不自由はありません。しかし、状況によっては色を見誤って周囲から誤解を受けることや、色を使った授業の一部が理解しにくいことがあるため、学校生活では配慮が望まれます。本人には自覚のない場合が多く、子どもが検査を受けるまで、保護者もそのことに気づいていない場合が少なくありません。治療方法はありませんが、授業を受けるにあたり、また職業・進路選択にあたり、自分自身の色の見え方を知っておくためにもこの検査は大切です。

## 独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度への加入について

島根県教育委員会では県立学校に在学する児童（生徒）の不慮の災害に備えて、独立行政法人日本スポーツ振興センター（以下、「JSC」といいます。）と災害共済給付契約を結んでいます。JSCの災害共済給付は、学校の管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者の皆様に対して行う制度です。加入に際しては、あらかじめ保護者の皆様の同意の下に、生徒の名簿を提出することになっています。本校では全員加入をお願いしておりますので、別紙、「保健カード」にある「災害共済給付制度への加入の同意等について」にご記入・押印の上、3月25日に提出してください。また、災害共済給付の請求手続きは、インターネットを利用した請求システムに必要な事項を入力することにより行われますが、個人情報の取扱いには十分留意いたしますので、ご了承ください。給付の内容等は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法又はこれに基づく政令、省令、通達等に定められています。その主な内容は下記のとおりです。

※災害共済給付契約について、本同意書により、初回の同意後、在学中は自動更新となります。

### 1. 給付の対象となる災害の範囲と給付金額

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10（そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分） ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額（所得区分により限度額が異なる。）に療養に要する費用の額の1/10を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のものうち、文部科学省令で定めるもの ・学校給食等による中毒 ・ガス等による中毒 ・熱中症 ・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病 ・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病 ・負傷による疾病	・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害（その程度により第1級から第14級に区分される。）	障害見舞金 4,000万円～88万円（通学中の災害は半額）
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円（通学中の場合1,500万円）
	突然死 運動などの行為に起因する突然死 運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 3,000万円（通学中の場合1,500万円） 死亡見舞金 1,500万円（通学中の場合も同額）

なお、学校の管理下とは、次の場合をいいます。

- ① 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合（保育所等における保育中を含む。）
- ② 学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合
- ③ 休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合
- ④ 通常の経路及び方法により通学（園）する場合
- ⑤ 寄宿舎にあるとき 等

### 2. 給付に関する注意事項 \*以下は、JSCの災害共済給付制度の概要です

- ① 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- ② 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- ③ 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- ④ 他の法令の規定による給付等（例：条例に基づく乳幼児医療助成）を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- ⑤ 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- ⑥ 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰、その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- ⑦ 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

### 3. 共済掛金（年額）

保護者等負担額 1,765円 学年会費（4月分）で納入していただきます。

### 4. 請求の手続き

保健室に申し出て頂くと、必要な書類をお渡しします。

## II 入学式

1. 日 時 令和3年4月9日(金)
2. 会 場 本校体育館(駐車場は、本校隣り「稲成駐車場」をご利用ください)
3. 服 装 本校の制服(次ページ「制服について」参照)
4. 日 程 8:40～9:30 受付(生徒昇降口)  
10:00～11:00 入学式  
11:00～11:50 ホームルーム(1年各教室)  
12:00～12:30 クラス写真(柔剣道場)  
12:45～13:15 入寮式(つわぶき寮)

※生徒昇降口に掲示するクラスを確認し、各教室に移動してください。

(保護者の方は受付終了後、体育館に移動してください。)

※下足は所定の下足入れ(各クラス自分の出席番号)に入れ、上履きは入学予定者登校日で購入したものを使用してください。(保護者の方は各自スリッパ等をお持ちください。)

※病気などのやむをえない理由で出席できない場合は、8時30分までに電話で連絡してください。

### 5. 当日の持参物・提出物

√欄	書類等	備考
	誓約書(P3)	【全員】島根県収入証紙を貼付
	生徒カード(P25)	【全員】写真貼付不要
	就学支援金関係書類	【全員】
	健康管理チェックシート	【全員】
	通学証明願	【JR通学生】
	通学費等補助金交付申請書	【JR通学生】
	口座振替申出書(通学費補助金用)	【JR通学生】
	入寮費・4月分寮費	【入寮生】合わせて4万円
	雑巾3枚	【全員】
	上履き	【全員】
	筆記用具	【全員】

### Ⅲ. その他

#### (1) 春休み課題

教科名	課題内容	備考
国語	「高校国語へのステップ」	教材は入学予定者登校日に購入
数学	「BRIDGE 高校数学 Standard」	教材は入学予定者登校日に購入
英語	英語春休み課題集	教材は入学予定者登校日に配付

※春休み課題の内容について、入学後に課題テストを実施します。

#### (2) 制服について

本校では下記の通り制服について規定しております。指定している制服以外での登校は認めておりませんので、購入の際は十分に注意していただきますようお願いいたします。

(※以下、本校の「身だしなみ規定」より抜粋)

登校時から下校時まで、以下に示す本校指定の制服ⅠもしくはⅡを着用する。なお、故意による加工等で基準を満たさなくなった制服については再度購入をしてもらうこととする。

##### 1) 制服Ⅰ (学生服タイプ)

- ①黒色の詰め襟標準マークのある学生服・標準マークのある学生ズボンを着用する。
- ②右襟元に校章、左襟元に学年章をつける。(夏服時は不要)
- ③学生服の下に着用するカッターシャツは白無地とする。
- ④夏服は白のカッターシャツを着用する。

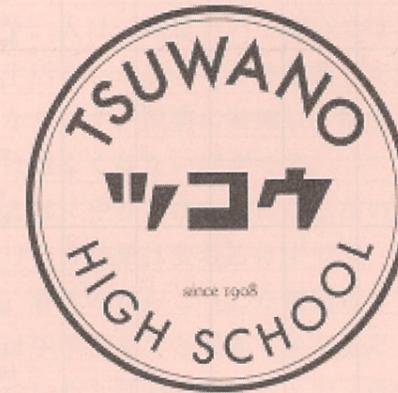
##### 2) 制服Ⅱ (セーラー服タイプ)

- ①本校指定のセーラー服・紺色標準スカートを着用する。
- ②スカート丈は膝頭にかかる程度とする。
- ③左胸に校章・学年章をつける。(夏服時は不要)
- ④夏季は夏季指定のセーラー服を着用する。

##### ※制服Ⅰ・Ⅱ共通留意事項

- ①靴下は白を基調とし、くるぶしより長いものを着用する。
- ②夏服の中着は無地(白・黒・紺)とする。
- ③ストッキング、タイツを着用する場合は、無地(黒・ベージュ)とする。
- ④カーディガンを着用する場合は、無地(黒・紺)とする。

## 令和3年度入学生 高校生活ガイド



### 目次

教育課程表	30
教務部	31
生徒指導部	32
保健・人権同和教育部	34
奨学金制度について	36

#### 《生活時間表》 45分×7限授業

(朝読書)	8:40~8:45	5校時	13:05~13:50
朝礼	8:45~8:55	6校時	14:00~14:45
1校時	9:00~9:45	7校時	14:55~15:40
2校時	9:55~10:40	清掃	15:45~15:55
3校時	10:50~11:35	終礼	15:55~
4校時	11:45~12:30		
昼食	12:30~13:00		

令和3年度 教育課程表(1年生)

普通科

令和3年度入学生

島根県立津和野高等学校

教科	科目	標準単位数	1年		2年		3年		単位数の合計	備考	
			文理	ビジネス	文系	理系	ビジネス	文系			理系
国語	国語総合	4	5						5		
	現代文B	4			2	2		2	2	4	
	古典B	4			3	2		3	3	5~6	
地理歴史	世界史A	2			b2	b2	b2			0~2	
	世界史B	4			c3	c2	c3	c4	c4	0~7	
	日本史A	2			b2	b2	b2			0~2	
	日本史B	4			c3	c2	c3	c4	c4	0~7	
	地理B	4			c3	c2	c3	c4	c4	0~7	
公民	現代社会	2	2							2	
	倫理	2			2			d2		0~4	
	政治経済	2						e2		0~2	
	公民研究	2						de4	4	0~4	
数学	数学Ⅰ	3	3							3	
	数学Ⅱ	4	1		4	f1		f4	f4	0~9	
	数学Ⅲ	5				f1			fg7	0~8	
	数学A	2	2							2	
	数学B	2			2	2		g3	g3	0~5	
	ビジネス数学	2		1			1			0~2	
	数学研究1	2						f4		0~4	
	数学研究2	2						g3		0~3	
理科	科学と人間生活	2			k2		2			0~2	
	物理基礎	2			k2	2				0~2	
	物理	4				i2			j4	0~6	
	化学基礎	2			m2	2		h2		0~4	
	化学	4				2			3	0~5	
	生物基礎	2	2					i1		2~3	
	生物	4				i2		hi3	j4	0~6	
	理科研究	2						g3		0~3	
保健体育	体育	7~8	3	3						7	
	保健	2								2	
芸術	音楽Ⅰ	2	a2	a2						0~2	
	美術Ⅰ	2	a2	a2						0~2	
	書道Ⅰ	2	a2	a2						0~2	
	音楽研究1	2						f4		0~4	
	美術研究1	2						f4		0~4	
	音楽研究2	2						g3		0~3	
	美術研究2	2						g3		0~3	
外国語	コミュニケーション英語Ⅰ	3	4							4	
	コミュニケーション英語Ⅱ	4			4	4		f4		4~8	
	コミュニケーション英語Ⅲ	4						4	4	4	
	英語表現Ⅰ	2	2							2	
	英語表現Ⅱ	4			2	2				4	
	英語会話	2						g3		0~3	
家庭情報	家庭基礎	2	2							2	
	社会と情報	2	2							2	
共通教科・科目単位数計			31	31	29~31	31	22	28~31	31	24	77~93
商業	ビジネス基礎	2~5						3		0~3	
	簿記	2~8						n4		0~8	
	情報処理	2~6						hi3	3	0~3	
家庭	フードデザイン	2~6			m2	2				0~2	
	子どもの発達と保育	2~6						hi3		0~3	
ローカルライフデザイン	地域企業研究	2						n4		0~4	
	地域で生きる	2							p4	0~4	
専門教科・科目単位数計			0	0	0~2	0	9	0~3	0	7	0~16
総合的な探究の時間			3~6	1	1						3
ホームルーム週あたり時数			1	1	1						3
単位数及び週あたり時数の合計			33	33	33	33	33	33	33	33	99
学校設定科目単位数計			0	1		1~5		0	7~11	0~15	

\* aからpを付した科目は、それぞれの同一記号の中から1科目ずつを選択する。  
 \* 1年次数学Ⅱは数学Ⅰを履修した後に履修する。  
 \* 2年次「世界史Aと日本史B」または「世界史Aと地理B」または「世界史Bと日本史A」を選択する。  
 \* 2年次理系数学Ⅲは数学Ⅱを履修した後に履修する。  
 \* 2年次に数学Ⅲを選択した場合は、3年次にも数学Ⅲを継続して履修する。  
 \* 理系2年次「物理基礎」「化学基礎」は前期それぞれ4単位で実施、後期は「化学」4単位と残り4単位を「物理」「生物」から選択する。  
 \* 2年次文系kで物理基礎を選択した生徒はmで化学基礎を選択する。  
 \* 3年次世界史B・日本史B・地理Bは2年次に選択した科目を選択する。  
 \* 3年次文系のd, eは「公民研究4単位」または「倫理2単位+政治経済2単位」を選択する。  
 \* 3年次文系のh, iは「生物3単位」「化学基礎2単位+生物基礎1単位」「情報処理3単位」「子どもの発達と保育3単位」から1つを選択する。  
 \* 3年次文系のhで化学基礎を選択する場合は、2年次に化学基礎を履修した場合に限る。  
 \* 3年次理系の物理・生物は2年次に選択した科目と同じものを選択する。  
 \* 3年次理系のf, gは「数学Ⅲ7単位」または「数学Ⅱ4単位+数学B3単位」を選択する。  
 \* 3年次ビジネスで簿記を選択する場合は、2年次に簿記を選択した場合に限る。

教務部

I 津和野高校の授業について

高等学校の学習内容は、中学校までの基礎的な内容に比べ範囲も広く内容も高度なものになります。そのため、学習に向かうみなさんの姿勢がこれまで以上に問われることになります。ただ、津和野高校が求めているのは難しいことではなく授業を大切にすることだけです。それを実行するためにどうするか？まずは起床・就寝・家庭学習の時間を固定化し生活リズムを一定にしてみてください。睡眠が十分なら授業に集中できます。規則正しい食事も大切です。人は、お腹がいっぱいではじめてものを考えることができます。そして、こうした生活を心がけることで体調も安定し、学校を休んだり授業を欠席したりすることもなくなります。授業に参加し、集中して取り組むことができれば、授業内容を理解することは難しくはないはずです。

また、授業で学んだことは、やりっぱなしにならないよう出された課題に意欲的に取り組みましょう。これだけでも結果は変わるはずです。中学校までの生活を振り返って反省するところがあれば、春休みからこうした規則正しい生活を心がけてください。

高校の授業のシステムは中学校までと大きく異なるところがあります。それは、授業を受けて学習内容が身についたと認められることで「単位」というものが与えられることです。(例：1年「国語総合」5単位〔目安として1単位で週あたり1時間の授業〕)そして、次の学年に進むためには一定以上の単位を各学年でとる必要があります。単位が取得できない場合とは、具体的には次のような場合が考えられます。

- (1) 年度末に授業の出席が3分の2に満たない場合。
- (2) 年度末に授業の成績評価が基準に達しない場合。(10段階評価で1または2)

また、その学年で必ず履修しなければならない科目を履修できなかった場合は進級できません。不認定科目数が3科目以上かつ不認定科目の単位数合計が9単位以上の場合も進級できません。

II クラス編成について

令和3年度の教育課程表にもあるように、本校は1年生から2年生になる時に、ビジネスコース、文系コース、理系コースの3つのコースに分かれます。そして、選択したコースは2年生から3年生に進級する時には変更できません。コース選択を行うには、自分が就きたい将来の職業や、高校卒業後の進路について考えておく必要があります。1年生の2学期から3学期にかけて、2年生の時のコース選択を登録することになるので、1年生の夏休みなどに、家庭でも将来のことや進路について、しっかり話をしておきましょう。

また、本校では、少人数指導のため1つの学年を3クラスで編成し、さらに学力に応じた指導を行うため、3クラスのうちの1クラスを早進度クラスとしています。

## 生徒指導部

### I 身だしなみ指導について（お願い）

本校では、別に定める身だしなみ規程に従って、定期的に身だしなみ指導を実施しています。規程に則り、津和野高校生としてのふさわしい清潔さを保つよう心掛けて下さい。

ご家庭におかれましても日常よりご指導いただきますよう、ご理解とご協力をお願い申し上げます。なお、身だしなみ規程の詳細につきましては、2021年度版「生活の手引き」に載せておりますのでご確認ください。

### II 生徒の問題行動への対応と懲戒処分について

本校では、生徒の問題行動への対応と懲戒処分について下記の通り定めています。このことにつきまして、ご質問等ありましたら遠慮なく本校教頭または、生徒指導部までお問い合わせください。

#### 1. 生徒の問題行動発生への対応

- (1) 保護者同席の上、事実確認を行います。ただし緊急を要する場合は、生徒本人に事実確認を行い、聞いた内容を保護者の方に連絡いたします。
- (2) 問題行動に対する懲戒処分は職員会議を経て、校長が決定します。
- (3) 保護者同席の上、校長から生徒本人へ懲戒処分の申し渡しを行います。

#### 2. 懲戒処分の種類は、島根県立高等学校規程に基づいて、次の4つがあります。

- (1) 訓 戒
- (2) 謹 慎・・・7日以内
- (3) 停 学・・・8日以上
- (4) 退 学

#### 3. 懲戒処分の対象となる行為

- (1) 喫煙
- (2) 飲酒
- (3) 暴力行為
- (4) 窃盗
- (5) 試験中の不正行為
- (6) 無断免許取得（自動四輪・自動二輪）
- (7) 定期券等不正使用
- (8) 無許可アルバイト
- (9) その他本校生徒としての本分に反する行為については別途審議する。

#### 4. 懲戒の解除

保護者同席の上、生徒本人へ校長が行います。

なお、万一問題行動等が発生した場合は、速やかに学校（担任）へご連絡願います。

### III 登下校時の交通安全について

#### 1. 【保護者の皆様へ】

- 高校前の道路での車の駐停車、及び車の乗降は控えてください。登下校時の校内乗り入れは、けが・病気等での送迎に限らせていただいています。
- 送迎等に係る駐車場は、嘉楽園前の駐車場でお願いいたします。

#### 2. 【入学予定の皆さんへ】

- 駅からスクランブル交差点までの間は、高岡通り（ローソン・ポプラがある通り）を通ってください。なお、その際は歩道を通ってください。（駅から学校に向かう際は左側の通行、学校から駅に向かう際は右側通行となります。）
- スクランブル交差点から学校グラウンド前までの間は、川沿いを通ってください。その際に、横に広がって移動することは、車等の通行の邪魔になりますので止めてください。
- 自転車を登下校に利用する際は、交通法規を守り、被害者にも加害者にもならないように注意してください。特に、次の点に注意してください。
  - ・左側通行をすること。
  - ・並進をしないこと。
  - ・傘差し運転、2人乗り運転をしないこと。
- 徒歩、自転車ともに、ヘッドフォンやスマートフォン等の利用をしながらの通学は、危険ですので絶対にやめて下さい。

### IV 自転車通学について

自転車通学（自宅から最寄の駅への利用を含む）を希望する生徒は、別紙「自転車通学許可願」に記入し、入学式の日担任に提出してください。その許可にあわせて本校の自転車ステッカーを自転車に貼ってください。つきましては、下記の要領で販売しますので少なくとも4月16日(金)までには購入し、自転車に貼ってください。

- 販売場所 : 職員室(生徒指導部)  
価 格 : 300円  
貼付場所 : 自転車後輪泥除け後部

※各駅等の駐輪場を利用する場合は、各自で利用申請して下さい。

### V その他

災害や事故など、緊急の際は、安否確認のため学校までご連絡いただきますようお願いいたします。

## 保健・人権同和教育部

### I 保健室の利用について

高校の保健室も中学校の保健室と同様、体と心が不調な時に利用します。保健室は、学校保健安全法第7条により、健康診断、健康相談、保健指導、救急処置その他の保健に関する措置を行うために設けられたものです。利用についての注意事項として以下のようなものがありますので、ご確認ください。

#### 【保健室利用時の注意事項】

- ① 保健室には、薬（第三類医薬品の外用剤の一部を除いて）は置いていません。医薬品が必要な場合は早めの受診をお願いします。
- ② 保健室ではいろいろな人が休んだり相談したりしています。入退室時の扉の開閉、あいさつ、静かに利用するなどの基本的マナーを守って利用してください。
- ③ 休養のための利用は原則2時間までとします。
- ④ 次の場合は早退し、受診や自宅療養をお願いします。
  - ・保健室での休養が2時間以上必要なとき
  - ・37度5分以上の発熱、複数回の下痢や嘔吐、強い痛み、全身倦怠感、食欲不振、早期の受診が必要な怪我などの症状があるとき  
(新型コロナウイルス感染症の予防のため、軽症であっても発熱等の風邪症状が認められた場合は早退となります。)なお、早退の場合は、原則として保護者の方に迎えをお願いしておりますが、どうしても迎えが難しい場合は、早退方法を保護者の方と相談し、生徒一人で帰宅する場合があります。その場合は家に着いた時や保護者と合流時に学校へ電話連絡をする必要があります。
- ⑤ 学校管理下（登下校も含む）でのケガ等で受診した場合は、日本スポーツ振興センター災害共済給付の手続きをすすめますので、保健室に報告に来てください。

### II 健康診断について

高校入学後に各科の健康診断を予定しております。結果はお子様を通じて保護者の方に通知をします。受診の推奨があった場合には、早めの受診をお願いします。

### III 教育相談について

#### ○スクールカウンセラーとの面談

スクールカウンセラー（SC）が、定期的に学校に来校されます。生徒だけでなく、保護者の方も利用できます。スクールカウンセラーとの面談を希望する場合は、担任の先生又は保健室に申し込みを行ってください。生徒の場合、面談時間は公欠となります。面談日時の年間計画については、入学後にお知らせします。

#### ○発達支援に関する相談

西部発達障害者支援センターウインドの発達相談員の方が学校に来校されます。保護者の方や生徒本人の希望があれば面談が可能です。来校は不定期のため、希望がある場合は担任の先生又は保健室にお知らせください。

### IV 毎日の健康観察について

現在、本校では新型コロナウイルス感染症予防のため、朝礼での一斉の健康観察に加え、毎朝の検温結果と健康状態の確認の記録を提出することになっております。入学後はオンラインでの実施となりますが、春休み期間中においては、入学者説明会で配布する「健康管理チェックシート」に毎日の体温と健康状態（風邪症状の有無）を記入してください。「健康管理チェックシート」は入学式の日提出して頂きますので必ず持ってきてください。

なお、今後も新型コロナウイルス感染症の流行が予想されます。ご家庭でも日頃からの健康観察や基本的感染症対策の実施についてお子様にご指導ください。



## 奨学金制度について

### 1. 高校奨学生の募集

募集要項が学校に到着次第、担任からクラスに案内を配布・掲示しますので、案内に従って手続きをして下さい。学校で願書を取りまとめて選考の上、各奨学金事務局に推薦します。

### 2. 案内のある主な奨学金

本校に案内のある主な奨学金については、下記の通りです。なお、今後の状況に応じて募集時期が変更される可能性もありますので、追ってご連絡いたします。

①団体名 ②対象 ③採用人数 ④併用 ⑤校内締切  
⑥出願資格 ⑦金額 ⑧区分 ⑨支給期間

①	島根県育英会	山口県ひとづくり財団	あしなが育英会	公益財団法人日本教育公務員弘済会
②	全学年	全学年	全学年	全学年
③	130名		全国で650名	校内で1名
④	可	不可	可	可
⑤	4月下旬頃	4月下旬頃	5月中旬頃(一次)	6月上旬頃
⑥	(1)高等学校等に在学し、島根県出身者 (2)学習意欲が旺盛でありながら、経済的な理由により修学が困難な者 (3)他団体の奨学生でない者	(1)高等学校等に在学し、保護者が山口県内に住所を有している者 (2)向学心に富み、経済的な理由により修学が困難な者 (3)他団体の貸与型奨学金利用者でない者	病気・災害・自死などで保護者が死亡、または著しい障害を負っていて、経済的に苦しい家庭の子ども	次の条件を全て満たす者 (1)家庭の事情により、学資金の支弁が困難と認められる者 (2)向学心に富み、学業に耐えうる者 (3)高等学校長の推薦を受けた者 (4)過去にこの奨学金を未給付の者
⑦	自宅通学月額 ¥18,000 自宅外通学月額 ¥23,000	自宅通学月額 ¥18,000 寮・下宿通学月額 ¥24,000	月額 ¥45,000	¥150,000
⑧	貸与型(無利子)	貸与型(無利子)	「無利子貸与+給付」型	給付型(返還必要なし)
⑨	貸与開始から最短修業年限の最終月まで	学校が定める正規の修業年限の期間	学校が定める正規の最短修業年限の終期	1年間

①	人志奨学基金	大阪府育英会	浜田市奨学金	益田市奨学金
②	1年生	全学年	全学年	全学年
③	全国で20名		10名	25名
④	可	可	可	可
⑤	4月下旬頃	4月下旬頃	3月下旬頃	1月上旬頃
⑥	(1)家計の生計を支える親を失うなど、何らかの理由によって経済的影響を受けた者 (2)学業優秀(中学校3年次の5教科評定平均が4.4以上)、品行方正かつ人格に優れた者	以下の全ての条件を満たす者 (1)保護者が大阪府内に住所を有する者 (2)経済的理由により修学が困難な者	以下の全ての条件を満たす者 (1)保護者が浜田市内に住所を有する者 (2)向学心に富み経済的な理由により修学が困難な者 (3)人物良好で学業成績が優秀である者	以下の全ての条件を満たす者 (1)本人または保護者が益田市内に住所を有する者 (2)人物良好、学習意欲旺盛な者 (3)学資の支弁が困難な者
⑦	月額 ¥20,000	年額 ¥100,000まで	月額 ¥10,000	月額 ¥16,000以内
⑧	給付型(返還必要なし)	貸与型(無利子)	貸与型(無利子)	貸与型(無利子)
⑨	学校が定める正規の最短修業年限の終期	貸与開始から最短修業年限の最終月	貸与開始から最短修業年限の最終月	貸与開始から正規の修業年限の最終月